

# 世界動物保健機関OIEの世界家畜福祉ガイドライン策定の現 状

誌名	畜産の研究 = Animal-husbandry
ISSN	00093874
著者名	松木,洋一
発行元	養賢堂
巻/号	62巻1号
掲載ページ	p. 3-9
発行年月	2008年1月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



# 世界動物保健機関 OIE の世界家畜福祉ガイドライン策定の現状

松木 洋一 \*

## 1. OIE の家畜福祉政策の導入 注 1)

世界動物保健機関 (OIE: 旧称国際獣疫事務局) は、これまで動物検疫関係の基準を作成する国際機関としての役割を担ってきたが、最近の活動で注目されるのは、2002 年第 70 回 OIE 総会で新しい目的として追加された「動物福祉」と「食品安全」についての基準作成である。

OIE には、常設作業部会として野生動物作業部会 (1994 年、野生動物の病気についての情報と助言提供を任務として設置)、動物福祉作業部会 (2002 年第 70 回総会において、動物福祉活動についての調整と管理を任務として設置)、食品安全作業部会 (2002 年、食品安全活動についての調整と管理を任務として設置) の三つが設けられている。このうち、動物福祉作業部会の勧告が 2003 年の第 71 回総会で承認され、専門家の特別グループにより、輸送、人道的屠畜、疾病管理目的の殺処分についての福祉基準案の策定がなされた。

また、OIE は、動物福祉研究の必要性の確認、研究センター間の共同研究の推進、大学における動物福祉意識の改善、OIE 利害関係者や他の国際組織、動物産業分野、企業、消費者グループへの動物福祉専門家の派遣、動物福祉の会議を開催し OIE の提案を非政府組織 NGO に説明するとともに NGO からの提案を求めること、などを業務に加えた。とくに、OIE としては、この複雑な問題にかかわる広い範囲における利害関係者の関わり合いの重要性を認識し、さまざまな NGO との協働活動を行うために、大学、研究所、企業、その他の関係団体との協働プロジェクトを始めている。

その一貫として、OIE は 2004 年 2 月 23 日から 25 日にかけて世界動物福祉会議をパリで開催し、福祉基準原案を NGO に説明するとともに、また、NGO からの建設的な意見を受け入れ、今後どのように OIE とパートナーシップを行えるかの提案を求めた。国際会議には、70 か国を超える諸国から 450

名以上が参加した。会議では「陸路輸送」、「海路輸送」、「屠殺」、「疾病管理目的の殺処分」、「動物福祉におけるコミュニケーション」、「獣医師の役割」、「動物福祉研究」、「会議で提起された一般的な問題」の八つのテーマについてのワークショップが行われ、その討議の結果が、2004 年第 72 回 OIE 総会に提出され 2005 年第 73 回総会で採決された家畜福祉ガイドライン (「陸路輸送」、「海路輸送」、「屠殺」、「疾病管理目的の殺処分」における動物福祉) に反映された。

## 2. 「食用目的の屠殺」「陸送」「海上輸送」「疾病管理目的の屠殺」に関わる家畜福祉ガイドラインの内容 注 2)

OIE 陸棲動物衛生規格委員会の動物福祉作業部会によって策定された 2005 年現在の家畜福祉ガイドラインは「食用目的の屠殺に関するガイドライン」「動物の陸送に関するガイドライン」「動物の海上輸送に関するガイドライン」「疾病管理目的のための動物の人道的方法による殺処分に関するガイドライン」の四つの分野からなっている。

### 1) 食用目的の屠殺に関するガイドラインの内容

この屠殺に関するガイドラインは 10 条から構成されており、第一条「屠殺の一般原則」では、動物が死に至るまでの、屠殺前と屠殺の過程で、食用に供する動物の福祉を保証するために必要な事項を取り扱っている。「屠殺場で普通に屠殺される牛、水牛、めん羊、ヤギ、鹿、馬、豚、ダチョウ、家禽類などの家畜に適用され、どこで育てられようと、その動物の輸送、一時収容、保定、屠殺することが、その動物に不当なストレスを与えることのないように、何らかの方法で保証しなければならない」とこと

注 1) 松木洋一・永松美希編著「日本と EU の有機畜産—ファームアニマルウェルフェアの実際」農文協刊 2004 年参照

注 2) OIE Terrestrial Animal Health Code (2007) Part 3 Section 3. 7 Animal Welfare

が原則とされている。そのために屠畜場で働く従事者の家畜福祉についての専門的知識や思いやりなどの行動基準、動物の心を動揺させるものを施設から除去することなどが詳細に指示されている。

第二条「動物の移動と取り扱い」では、車両から降ろし、牛を屠場に送る途中で一時収容する追い込み畜舎から別の場所へ移動し、かつ屠殺地点にまで移動する場合の行動基準が詳細に指示されている。たとえば「電気ショックの装置を使用する場合、その出力は、その動物の移動を助けるために必要な程度に限定すべきである。それを使う必要があるなら、豚および牛など反芻動物の体の後ろ半身に限定すべきであり、決して眼、口、耳、肛門周辺、腹部といった敏感な場所に使ってはならない。そのような装置は、年齢にかかわらず馬、めん羊、ヤギに、かつ子牛、子豚には使用してはならない、いわんや、動きがまったく取れない場所にいる動物には当然のことで、使用してはならない」「動物の移動に有効な、かつ許されているものは、パネル、旗、プラスチックの棒、短いレザーのストラップのついた鞭、プラスチックのバッグ、金属でできたガラガラ音がする装置である。それらは動物の移動を刺激し、かつ指揮するために使用されるべきであるが、動物に直接接触してはいけない」などである。「コンテナで輸送された動物は、できるだけ早く屠殺すべきである。そして到着後、直接屠殺場へ運ばれない哺乳動物、かつ走鳥目類(ダチョウ)には、常に適切な施設で飲料水を与えるべきである。屠殺する家禽類の輸送には、12時間以上、水を切らさないように計画を立てるべきである。到着後12時間以内に、屠殺されなかった動物は、適当な間隔で適量の餌を与え続けるべきである」「動物福祉を擁護するために、気絶させ、かつ気絶させずに屠殺するために、動物の保定に関係する基準は、滑らない床の規定、動物がもがいたりあるいは喘いだりする原因となる保定装置がもたらす過剰なプレッシャーを与えないこと、空調音・金属のぶつかる音を巧みに処理しその音を引き下げる、保定装置に動物を傷つけるような鋭い縁がないこと」などである。

第三条「一時収容畜舎の設計と建設」では、一時収容する畜舎は、動物福祉の解釈を曲げることなく屠殺場の処理能力との関係において、適当な数の動物を保管するために、デザインされ、かつ建設され

るべきとされ、細かい設計上の指示がなされている。

第四条「一時収容畜舎における注意事項」では、「できるだけ群れを作る動物は、一緒に管理されるべきである。それぞれの動物には、十分なスペースを与え、立ち上がったり、横になったり、向きを変えたりすることができるようにする。お互いを敵視する動物は、隔離して管理すべきである」「つなぎ縄、紐、個々の畜舎を使用する場合、動物が怪我をしたり、悩むことなく、立ち上がったり、横になったりできるように配慮すべきである」「床がある場合、その床は動物の安全と健康に対するリスクを管理できる条件を維持しなければならない。かつ、動物が堆肥と一緒に汚れないように十分な対策が必要である」など収容畜舎での飼養管理原則が述べられ、具体的な保定種類別の勧告内容は六条から九条に述べられている。すなわち第六条「受け入れ可能な取り扱い方法、保定方法、および関連する動物福祉の問題」(表)、第七条「スタンニングの方法(気絶させる方法)」で「屠殺場を管理する人の責任は、オペレーターの能力、かつ効果のあるスタンニングの方法、および、その方法が適正であることを把握することであり、かつ権威ある当局は、定期的にその責任をチェックしなければならない。スタンニングを実行する人は、適切に訓練を受け、かつ能力を備えていなければならない、以下の点を保証しなければならない」とされ、第八条「受け入れ可能なスタンニングの方法と動物福祉関連問題」(表)、第九条「受け入れ可能な屠殺方法、および動物福祉関連する問題」(表)で詳細に述べられている。第五条「妊娠している動物が屠殺される間の胎児の管理」は、「妊娠している動物が屠殺されるまでの間、胎児の福祉を守る必要がある」としているが、現状は専門家間で意見が異なっており研究中として保留のままである。

第十条「動物福祉の理由から受け入れられない方法、手続き、または慣習」では「短剣により怪我をさせ、足を折って、かつ足の腱を切って動けなくして保定する方法では、動物は激しい苦痛とストレスを感じず。このような方法はいかなる動物の種類に対しても受け入れられるものではない」「単に足から足へと電気を通して行う電気気絶方法(electrical stunning method)は効果が薄く、いかなる動物の種類にとっても受け入れられるものではない」「眼窩、

または頭蓋骨を通して、脳幹の破壊という屠殺方法は、いかなる動物の種類に対し受け入れられるべきものではない」としている。

## 2) 動物の陸送に関するガイド

### ラインの内容

この陸送に関するガイドラインは9条からなっており、第一条「責任」では、「動物輸送に関する動物福祉は、関係者すべてにとっての共同責任である」として、家畜のオーナー、売買業者、家畜を実際に取り扱う作業員、運送会社、車両オーナーと運転手、施設管理者、行政当局のそれぞれについて責任関係を明記している。

第二条「能力」では、「動物を扱うすべての人々は、あるいは輸送中動物に責任を持つ人は、第一条に謳う責任事項に従い、能力のあるものでなければならない。能力とは、正式な訓練、およびまたは実際の経験を通して身につくものである」とし、能力を証明する認定団体から証明書をうけるために次のような検査項目が課されている。①適度に余裕のあるスペース、飼料、水、空気の流通に必要な項目を含めた輸送を計画できること②動物の積載、降車を含め、輸送中に動物に対して責任を持てること③アドバイスを与え、援助することができること④動物の行動、病気の一般的な兆候、ストレス、かつ苦痛、疲れ等、動物福祉を無視した兆候を把握でき、それらを緩和する能力をもつこと④関係当局、関係輸送規制、かつ関連する書類の要件が理解できること⑤掃除を含めて一般的な病気を阻止する方法を理解していること⑥運転に関し適切な方法を理解していること⑦動物を検査し、天候の悪くなる条件、緊急時の対処のように輸送中しばしば遭遇する状況を管理できる方法を理解していること⑧飼料、水の給付、検査を含めた動物の扱い、世話にかけて、動物の種類により特殊な面があることを理解していること⑨輸送日記、および他の記録をつけることができること。

第三条「輸送計画」では、適切な計画が輸送中の動物福祉に影響する大切な要素であるので、輸送を始める前に、動物輸送の準備、道路または鉄道の選択、輸送の内容と期間、車に乗ったまま乗船、下船ができることを含めた車両・コンテナの設計、それらの維持管理、要求されている書類、余裕のあるスペース、休憩、水および飼料、輸送中の動物の観

察、病気の管理、かつ緊急事態の対応手続きなどの事項に関連する計画を作るべきであるとしている。

第四条「書類」では、必要な書類が完全に整うまで動物を車両に乗せるべきではないとして、次の項目の書類の用意が必要とされる。

- ①輸送計画
  - ②日付、時間、積載かつ降車の場所
  - ③獣医師の証明書
  - ④運転手の適正
  - ⑤個々の動物が出発した場所の足跡を辿ることができるように、かつ可能であれば原産地を辿ることができるような輸送の対象となる動物の身元
  - ⑥危険な状態にあると考えられる動物の詳細
  - ⑦輸送前に、休憩時間、飼料および水給与の時間帯について文書で整理しておくこと
  - ⑧委託業務における各車両荷重に対する動物密度の予想
  - ⑨輸送記録、すなわち病気の状況記録、死亡率、気象条件、休憩所、輸送時間と距離、給付すべき飼料と水、それらの消費予想量、投与された薬品、機械的な欠点を含めた毎日の検査、重要事項の記録、
- の9項目についての書類である。

第五条「輸送前の期間」では、輸送前に遵守していなければならない事項として、気の合う仲間の選択、飼料と水の給与、車両およびコンテナの衛生管理、動物の健康状態・体力の管理などが定められている。

第六条「車両への積載」では、車両へ積載する際の遵守条件として管理面、施設面、活動を促す突き棒について指示されている。すなわち、車両に積載することは、輸送する動物の福祉環境を崩す最も大きな原因になる過程であるので、その積載方法は注意して計画されなければならない。車両に積載することは、動物を扱う人が監督しなければならず、これらの動物を扱う人は、動物が静かにかつ不必要な音、障害物、暴力に邪魔されることなく車両に乗せられなければならない。しかも、訓練を受けていないアシスタントあるいは傍観者はその過程を邪魔してはならない。コンテナが車両に乗せられる時、その行動は、動物の生きる環境が虐げられないように実施されなければならない。

第七条「輸送」では、運転手および動物を扱う人が輸送中に遵守すべき事項（保定方法、車両中の環境要件、病気・怪我・死亡などの緊急時の対応、飼料と水給与、休息时间、輸送中の観察）について指示されている。とくに運転手は、意のままにならない動物の移動の難しさを最小限に留めるために、急に停止したり、曲がったりしないで、スムーズで、おとなしく運転することを心がけるべきであるとされている。

第八条「降車と輸送後の扱い」では、車両から降ろす場合の基準が指示されている。すなわち動物をおろす場合、降ろされる動物種の行動を経験し、かつ肉体的な性質に関し知識のある動物を扱う人は、動物を降ろす状況を監督すべきであり、輸送された動物は、目的地に到着すると、車両から降され、適当な施設に送り込まれるが、その際に、十分時間をかけて降ろした後、静かに進み、不必要な音に悩まされることなく扱われるべきであるとされている。また、施設は、すべての動物に適切な世話、慰安、十分なスペースと換気、飼料と水を提供し、かつ極端に悪い気象条件から動物を守る必要がある。輸送中、病気になり、怪我をして、あるいは歩けなくなった動物は、それ相応に扱われるか、または愛情を持って屠殺すべきであり、必要ならば、これらの動物の処理や世話に関して、獣医師のアドバイスを求めるべきであると指示されている。

第九条「輸送の終了を拒否する場合の行動」では、相手国から輸入を拒否された場合に最初に行わなければならない動物福祉行動について述べられている。動物の輸入が拒否された場合、その国の権威ある当局は、国内の動物群あるいは仲間の衛生にリスクを与えないために、かつその場の問題解決を後回しにして、車両から動物の降車後、それらの動物を安全に保管ができるような適当な隔離施設を用意すべきであるとされている。

### 3) 動物の海上輸送に関わるガイドライン

動物を海上で輸送する場合の動物福祉ガイドラインは10条からなっており、その内容は先の陸送ガイドラインと同様な内容である。すなわち第一条「責任」第二条「能力」第三条「書類」第四条「輸送計画」第五条「航海前の期間」第六条「動物の乗船」第七条「航海」第八条「動物の下船と航海後の取り扱い」第九条「船の入港が拒否された場合の行

動」第十条「動物の種類による特殊な問題」である。第十条は、牛、山羊、綿羊、豚、馬などの行動特性による取り扱い上の留意すべき事項について述べられている。

### 4) 疾病管理目的のための動物の 人道的方法による殺処分 に関するガイドライン

このガイドラインは十七条からなっており、第五条以下十七条までは殺処分方法の種類別の特徴、使用時の要求事項、利点、欠点、評価結論が述べられている。第一条「一般原則」では、疾病のコントロールという緊急事態のもとでの動物の人道的方法による殺処分は、従事するすべての人が関係する技術と能力を備えていなければならないことを一般原則としている。まずは殺処分する構内で行われる特殊な環境に合わせ、動物福祉は別にして、オペレーターの安全、生物の安全、環境の問題に真剣に取り掛かるために、できるだけ早く殺処分しなければならないとしている。また、動物に接触し取り扱うことや移動は最小限にすべきで、下記に示すガイドラインに従い実施されなければならない。

- ①動物の拘束は効率的な殺処分に十分であり、かつ動物の福祉、およびオペレーターの安全要項に従わなければならない。また、拘束が必要ならば、殺処分は遅れることなくしなければならない。
- ②疾病管理目的のために動物を殺処分する場合には、殺処分方法は即死にするか、あるいは直ぐに意識の喪失に繋がるものでなければならない。意識が直ぐに消失しない場合、意識の喪失を誘導するには動物が嫌がることをせず、不安や苦痛に曝させず、苦悩させずに、あるいは苦しみを誘導してはならない。
- ③動物の福祉を考えて、若い動物を年老いた動物の前で殺してはならない。また、生物の安全を考え、感染した動物を第一に屠殺し、続いて疾病に接触している動物を、それから残りの動物の順で殺処分すべきである。
- ④動物の福祉、オペレーターの安全、バイオセキュリティに関して、殺処分する手続きが一貫して効果的であることを保証するために、その手続きを絶えず監視するべきである。
- ⑤運用手続きが終結したら、採用された実際の方



法、および動物の福祉に及ぼした影響、オペレーターの安全、バイオセキュリティを含めた報告書を書面で作らなければならない。

- ⑥一般の人の苦悩を最小限にするために、動物を殺処分し、かつ屠体を処分することは、可能な限り一般の人の目から離れてなすべきである。
- ⑦これらの一般原則は、自然災害の後で起こるように、他の目的のために動物を殺処分する必要がある場合にもあてはまる。

第二条「組織構造」では、疾病管理緊急計画を国家レベルで作成するべきで、かつ、その中に、管理構造、疾病の管理戦略、かつ運用方法の詳細を含む必要がある。そして、これらの疾病管理緊急計画の中で動物福祉を考慮することに本気で取り組む必要がある。この計画には、人道的な方法による動物の殺処分に訓練を受けた適当な数の人が必要であり、また公的な獣医師に代わるチームリーダーに率いられる専門チームが、それぞれに影響を受けた場所で活動するために、配置されるべきであるとしている。

第三条「専門チームの責任と能力」では、専門チームを構成するチームリーダー、獣医師、動物を取扱者、殺処分担当者、死体を処理者、農場主の責任と能力を規定すべきとしている。

チームリーダーの責任は、疾病の場所で、全体の運用計画を立てること、動物の福祉、オペレーターの安全、生物の安全に対する要求事項を決定し、かつ実行すること、国家の法令とこれらのガイドラインに従い、関係する場所で関係する動物を動物愛護の観点から殺処分を促すために、人からなるチームを組織し、まとめ、管理すること、要求された用具輸送を決定すること、動物福祉、オペレーターの安全、生物の安全項目が適えられているかを確認するために、活動を監視すること、進展および問題を上層部へ報告すること、採用された実際の方法と動物福祉に関わるその方法の影響を記述した殺処分の結果について書面で提出することである。チームリーダーの能力としては、殺処分の過程における動物福祉、それを支える行動学的な、解剖学的な、かつ生理学的な過程を評価できること、関係する場所で、すべての活動を管理し、時間通りの業務を実施できる技術をもっていること、農場主、チームのメンバー、一般大衆に及ぼす心理的な影響を認識でき

ること、効果のあるコミュニケーションの技術をもっていることである。

獣医師の責任としては、動物に避けることができる苦痛と苦悩をあたえずに、動物を殺処分することを保証する最もふさわしい殺処分方法を決定し、実施すること、殺処分の順序を含め、動物福祉に関わる要求の追加事項を決定し、実施すること、生物の安全過程を管理して、関係する場所、およびそれ以外の病気の拡散リスクを最小限にすること、絶えず動物福祉および生物安全過程を監視すること、リーダーと協力して採用した実際の方法と、動物福祉に及ぼすそれらの影響を記述し、かつ殺処分の結果を書面で準備することである。またその求められる能力は、動物福祉を評価する能力、とくにスタンニングおよび殺処分の効果および欠点を矯正する能力をもつこと、生物の安全リスクを評価する能力をもつことである。

動物取扱者の責任は、現場の設備が適正であるかを見直すこと、必要なときに、一時的に動物の扱い設備を設計し、建設すること、動物を移動し、保定することである。求められる能力は、緊急事態において動物を扱い、お産に立ち会った経験があることである。

殺処分担当者の責任は、効果的なスタンニング、殺処分を通じて動物福祉の観点から動物の殺処分を保証することであり、求められる能力としては規則の要求事項に従い、必要な装置を使用できる許可証を持ち、殺処分担当者としての許可証をもつこと、関係する装置を使用する能力があること、関係する動物の種類に応じた技術を行使できる能力があること、効果のあるスタンニングおよび殺処分を評価する能力があることである。

死体処理者の責任は、効率の高い死体処理を保証する（殺処分をすることが邪魔されないことを保証する）ことであり、その求められる能力としては、役に立つ装置を使用し、維持できる能力があること、かつ関係する動物の種類にあう技術を駆使できる能力があることである。

農場主の責任は、要求があれば援助できることであり、その求められる能力は、所有者の動物、動物の環境について具体的な知識を持つことである。

第四条「運営上のガイドライン」では、人道的な方法による殺処分を含めて、多くの活動を、疾病の発

生場所で行う必要がある。チーム・リーダーは、以下の点を考慮して関係する場所で、人道的殺処分を行う計画を作成すべきであるとしている。

- ①動物の取り扱いと移動を最小限にすること
- ②発生場所で人道的殺処分を行うが、屠殺するために他の場所に移動する必要がある可能性がある。また、屠殺場で殺処分する場合、食用の動物を殺処分する事に関する章のガイドラインを守る必要があること
- ③殺処分する動物の種類、数、年齢、大きさ、かつ殺処分する順序を考慮すること
- ④殺処分する方法、かつそれに関わるコストを考慮すること
- ⑤動物の住居と場所を考慮すること
- ⑥動物の殺処分に必要な効果のある装置があること
- ⑦殺処분을支援する設備が場所に整っていること
- ⑧生物の安全と環境問題を考慮すること
- ⑨殺処分に携わる人間の衛生と安全を考慮すること
- ⑩関係する法的な問題、たとえば規制されている動物薬、あるいは毒薬が使用されている場合、または殺処分の過程が環境に影響を与える場合を考慮すること
- ⑪動物を保管する場所が近くにあること、等を考慮して計画を作成することが指示されている。殺処分の計画を作る際に大事なことは、選択する方法が一貫して信頼できるもので、すべての動物を人道的な方法で殺処分を点から素早く実施することを保証しなければならない点である。

### 3. OIE 世界家畜福祉ガイドラインの完成と日本の対応課題

以上のように、OIE が BSE (通称狂牛病) などの畜産食品安全問題とともに、動物福祉問題を優先課題とし位置づけ国際的リーダーシップを担わなければならないと決定したことは、大きな変化といえよう。OIE は家畜福祉ガイドラインの本丸である「畜舎の福祉基準」と「飼育方法の福祉基準」については時間をかけて加盟国の承諾を得て 2010 年までには完成していく戦略である。その前に日本に最も影響が及ぶと思われる水棲動物たる「魚の福祉ガイドライン」原案が 2006 年 5 月の総会に提案され、加盟国の検討を得て採決される予定である。そのような OIE による国際的な家畜福祉ガイドライン策

定が完了した場合に、各加盟国の動物衛生業務の全部門が重要な役割と責任を担うことになり、日本の政府と農畜産業者、食品企業、消費者市民の対応が問われている。

しかしながら、このような家畜福祉をめぐる急速な国際的進展に対して、日本の畜産業界、行政、消費者のみならず学界においてもその認識が大変低い状態と言わざるを得ない。2002 年に設立された NGO「農業と動物福祉の研究会 Japan Farm Animal Welfare Initiative」<sup>注3)</sup> が独自に EU の NGO と連携して活動を行ってきたこともあって、この数年来少しずつ関心が強まりつつある。農林水産省と環境省は、「我が国の畜産の実情を踏まえた家畜の取扱いについて、実務者、学識経験者等幅広い関係者による十分な検討を行い、国際的にも評価される家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する考え方を熟成させ、国際的な動きにも対応できる今後の我が国畜産の発展に寄与することとする」ために、2005 年に畜産技術協会を事務局とする「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会」を設置した。

またそれが 2006 年には「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」へと発展し、さらに 2007 年度から 2010 年度の実施期間において「アニマルウェルフェアに対応した家畜の飼養管理に関する検討会」が設置された。これは農林水産省の家畜生産新技術有効活用総合対策事業として予算化された事業の一環であり、直轄事業ではなく(社)畜産技術協会に委託したものであるが本格的に政府が取り組みを開始したものと言えよう。

この検討会は学識経験者、生産者、消費者、動物愛護団体等の 15 名からなる推進委員会の下、家畜別分科会、科学的知見分析グループから構成され、検討会の目的は「アニマルウェルフェアに関する国際的な動きに対応するため、我が国の実情を踏まえ、家畜別にアニマルウェルフェアに対応した飼養管理の検討を行う」としている。推進委員会の役割は採卵鶏、豚、ブロイラー、乳用牛、肉用牛、馬の家畜別分科会で作成された飼養管理指針案のとりまとめを行うことになっている。2007 年-2008 年は採卵鶏と豚、2008 年-2009 年はブロイラーと乳用牛、2009 年-2010 年は肉用牛と馬のアニマルウェルフェア飼養管理指針の策定を完成する計画となっている

注3) 農業と動物福祉の研究会 <http://www.jfawi.org/> 参照

る。これは OIE が 2010 年までに世界家畜福祉ガイドラインを完成するスケジュールと一致するものである。

日本社会全体においていまだ家畜福祉の用語は聞き慣れないものであり、かつ畜産業界でも違和感が強い現状で、政府が一步あゆみを始めた意義は大変重要である。しかしながら、世界的にも家畜福祉畜産の普及リーダーとなっている獣医師の関心と理解が日本においてはすこぶる低いのが現状であ

る。飼養管理指針策定を行政が進めると同時に、食品企業や消費者に世界の家畜福祉畜産の情報を知らせ、川下から畜産業界へ影響を与えていくことが重要であろう。また、日本型アニマルウェルフェア飼養管理指針を策定するにしても科学的知見を供給すべき研究者と研究業績が少なく、欧米の知見に頼ることしかないのが現状である。早急に研究予算の確保や若手の研究者の育成が必須と言えよう。

新製品紹介

動物用医薬品 劇

牛・豚の寄生虫駆除に！！

イベルメック®注 2%

牛・豚用の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆虫薬です。従来のイベルメクチン注「フジタ」に比べ、濃度が2倍になっているため投薬量は半分ですみます。そのため、疼痛による畜体へのストレスやダメージの軽減にも繋がります。また、容器にはプラスチックボトルを使用しているため軽量で使いやすく、割れないので安全です。

■成分及び分量

本剤 1mL 中イベルメクチン・・・20mg

■効能または効果

牛（搾乳牛及び分娩予定日前 28 日間の乳用牛を除く。）及び豚の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除

・牛（搾乳牛及び分娩予定日前 28 日間の乳用牛を除く。）  
内部寄生虫－オステルターグ胃虫、牛捻転胃虫、牛腸結節虫、クーペリア、毛様線虫及び牛肺虫  
外部寄生虫－疥癬ダニ（食皮ヒゼンダニ）

・豚

内部寄生虫－豚回虫、豚腸結節虫、豚糞線虫、豚鞭虫及び豚肺虫

外部寄生虫－疥癬ダニ（穿孔ヒゼンダニ）、豚ジラミ

■有効期間 36 ヶ月

■用法及び用量

・牛（搾乳牛及び分娩予定日前 28 日間の乳用牛を除く。）  
1 回体重 1kg あたり本剤 0.01mL（イベルメクチンとして 200µg）を皮下注射する。

・豚

1 回体重 1kg あたり本剤 0.015mL（イベルメクチンとして 300µg）を皮下注射する。

■包装 プラスチックボトル 100mL、250mL

■使用禁止期間

・牛（搾乳牛を除く。）：食用に供するためにと殺する前 40 日間

・豚：食用に供するためにと殺する前 35 日間

■お問い合わせ フジタ製薬（株）

〒193-0942 東京都八王子市栲田町 1 2 1 1

販売促進部 TEL:042-661-5528

